

第8回 新居浜市子ども・子育て会議議事録概要

- 1 日 時 平成26年12月25日(木) 13:35～15:15
- 2 場 所 新居浜市役所5階 大会議室
- 3 出席者 岡部 淳委員、合田 史宣委員、石川ヨシ子委員、合田 幸広委員、
神野 年夫委員、真鍋 曜委員、渡部 昭子委員、荒井 泰輔委員、
星加 三枝委員、岡野 弥生委員、松本 彰委員、高橋由紀子委員
(以上名簿順)
(欠席者)片山 紗織委員、三並 保委員、近藤直緒美委員
事務局：子育て支援課 岡部部長 白石次長 尾崎主幹
藤田副課長
学校教育課 加藤課長
リージョナルデザイン(株) 松村 英典
傍聴者：藤岡 裕樹外7名

4 会議結果

(1) 会長挨拶

【渡部会長】

みなさん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

年の瀬も押し迫り、いよいよ今年も残すところあと1週間となりました。今年を振り返りますと、2月のソチオリンピックで盛り上がったものの、4月からは消費税8%で財布のひもが堅くなり、8月には広島市で大規模な土砂災害が発生し、また10月には御嶽山が噴火し、多くの方が犠牲となりました。

愛媛出身の中村修二さんを含む3の方がノーベル物理学賞を受賞するなどの明るいニュースもありましたが、どちらかと言えば、暗い話題の方が多かった一年のような気がします。皆様にとりましてはどのような一年だったでしょうか？

委員の皆様には、年末の大変ご多忙な中、「第8回新居浜市子ども・子育て会議」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、来年4月の子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後の対応について再確認するとともに、これまで当会議において検討を進めてまいりました子ども・子育て支援事業計画の最終案の決定につきまして、ご協議いただくこととなっております。

今月の14日には、子ども・子育て支援新制度を確実なものとするための財源

として見込まれていた消費増税を先送りすることについて民意を問う衆議院総選挙が行われました。

この結果、政権交代は行われず、引き続き自公連立政権下において予定どおり新制度を施行するという意志は示されているものの、実際問題としては本当に必要な財源が確保され、各施設や事業を運営するための費用が適切に賄われるのかどうかについては、大いに疑問が残るところです。

新制度施行までの時間だけが少なくなり、実施主体である市においては、必要最小限度の対応しかとれないのが実情ではないかと思われませんが、当会議としては、これまで繰り返し申し上げているように、直接の当事者となる子どもはもちろんのこと、保護者をはじめ、関係者のみなさんの大きな混乱や負担増を招かないよう、できるだけ円滑な移行事務を進めていただきたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

当会議の委員の皆様におかれましても、新制度移行に向けた様々な課題に対して、できる限り議論を深めていただくことによりまして、新居浜市の子どもや子育て家庭、さらには地域にとっても、より良い新制度となりますよう、引き続きご理解とご協力をよろしく申し上げます。

さて、本日は、市民公募委員の片山委員さん、新居浜市連合自治会の三並委員さん、子育てネットワークえひめの近藤委員さんから急な用務が入り出席できない旨、あらかじめ連絡がございましたので、ここでご報告させていただきます。

なお、本日は当会議委員として12名の方のご出席をいただいておりますので、「新居浜市子ども・子育て会議条例第6条第2項」に規定する過半数の出席要件を満たしており、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、前回同様、「新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条」により、当会議を公開することとなっており、本日は、8名の傍聴の方がお見えになっております。傍聴の皆様には、お席に配布しております傍聴要領に従いまして、傍聴していただきますようお願いいたします。

(2) 議 題

【渡部会長】

それでは、お手元に配布の会次第に従って、会議を進め、議事に移らせていただきます。

まずは、議題の(1)「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後の対応について」事務局から説明をいただいた後、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局からの説明の前に、事前に送付させていただいた資料について確認させて

いただきます。資料は全部で8種類ございます。

まず、本日の会次第です。それから、A4・1枚横の子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後の対応についての資料です。次に、今月12月の定例市議会におきまして議決されました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。続いて、平成27年度幼稚園・保育所等入所の手引きです。次に、子ども・子育て支援事業計画案修正一覧表です。それから、子ども・子育て支援事業計画案です。最後に、委員意見提出票と子ども・子育て会議開催日程調整票の2枚で、以上8種類の資料となりますが、ご確認いただけましたでしょうか？不備はございませんでしょうか？

それでは、最初の議題である「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後の対応について」ご説明いたします。

まず、A4・1枚横の一覧表をご覧ください。

前回の会議でもお示しをさせていただいた資料ですが、前回の会議以降、10%への消費増税を1年半先送りすることなどについて民意を問うこととなった先の衆議院総選挙の実施によりまして、時間のロスとなったものの、来年4月からの新制度施行の政府方針に変わりはないことから、結果として大きな変更はございません。

ただし、以前から申し上げておりますように、新制度の詳細な部分やこれまでに国が提示している案の部分については、今後の国における当初予算編成過程において固まるものであり、現場への通知等については、年明け以降にさらにずれ込んでくるものと考えております。

今後の対応について、主なものについて確認をさせていただきますと、まず、子ども・子育て支援事業計画案につきましては、本日の会議で最終案の決定をいただき、年明けに市長への報告・答申を行った上で、市として計画を策定するとともに、年度末までに印刷製本及び配布をする予定となっております。

次に、関係条例についてですが、12月議会におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定いたしました。

別添資料の新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をご覧ください。

前回の会議でお示しさせていただいた内容を条文形式にしたものとなりますが、前回もご説明いたしましたように、児童福祉法の改正に伴い、厚生労働省令に基づく参酌すべき基準を市の基準とすることを基本とした上で、資料6ページの第22条に規定する実費徴収金につきまして、低所得者層を対象とした減免規定を設けることを市の独自基準として定めております。

また、条例関係では、3月議会におきまして、保育料等の利用者負担額を定める条例及び規則の制定及び保育の必要性の認定基準を定める条例または規則の制定、さらには既存の保育所における保育に関する条例の廃止を予定しております。

続きまして、新年度の入園事務手続きにつきましては、12/1～15の間で新規

の申込受付を修了し、12/16～26の間で継続の申込受付を行っております。

現時点におきましては、まだ申し込み数が全て出揃っておりませんので、新年度における入所申し込みの状況についてのご報告はできません。

また、入所の申し込みに合わせて、新制度に関する保護者説明会を実施しておりますが、現時点で、22園・1,141人の保護者の方への説明を行うとともに、いろいろなご意見やご質問等をいただくことにより、新制度移行に伴う保護者の疑問や不安の解消に努めております。

別添の資料として、保護者説明会での説明用資料である幼稚園・保育所等入所の手引きを配布させていただいておりますが、こちらにつきましては、時間の関係上、内容の説明の方は割愛させていただきますのでご了承ください。

年明けの1月からは、入所申し込みをいただいた書類をもとに、支給認定・入所調整・入所決定及び保育料の決定について、年度末までに順次作業を進めてまいります。

さらに、新制度施行にあたっての広報周知につきましては、限られた紙面スペースにはなりますが、市政日より3月号か4月号での広報周知を予定いたしております。

以上で、「子ども・子育て支援新制度施行に向けた今後の対応について」の説明を終わります。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対して、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【神野委員】

公私立の保育園については、保護者説明会を行っているようだが、幼稚園に対しては説明会を行わないのか？

【事務局】

日程的な問題もあって、12月からの27年度入所申し込みに合わせて、直接影響を受ける保育園の保護者向けの説明会としておりますが、保育園以外にも27年度から新制度へ移行を予定している公立幼稚園2園と認定こども園へ移行を予定している泉幼稚園に対しては、1～2月に保護者説明会の実施を予定しております。

【神野委員】

27年度から移行する・しないに関わらず、私立幼稚園に対しても子ども・子育て支援新制度に関する保護者説明会を行う必要があると思われるが、どのように考えているのか？

【事務局】

子ども・子育て支援新制度に関する周知を図るという点においては、私立幼稚

園を利用される保護者に対しても制度説明を行う必要はあるものと考えておりますので、私立幼稚園8園に対する保護者説明会の実施についても検討いたします。

【合田史委員】

保護者説明会において、公立保育園の開設時間を7：30～18：00までの10時間30分と説明しているようだが、これは子ども・子育て支援法に違反している。先日行われた全国保育協議会正副会長会に出席し、このことを報告したところ、全国でも異例なことであるとの指摘を受けるとともに、11時間開所していない認定こども園には内閣府から指導が入ったという事例を聞いているため、保育園であれば厚生労働省から指導を受けるはずである。

30分の開設延長をしないことについて、保育士が足りないからというのは理由にはならないため、ただちに誤りを認めた上で、11時間開所を実現してもらいたい。それが実現されないのであれば、仮に行政訴訟で訴えられた場合は、市が負けるだけでなく、子ども・子育て会議としての責任も問われることになることを覚悟しなければならない。

【事務局】

子ども・子育て支援法の趣旨から言うと、保育標準時間である11時間の利用を保障するために開所する必要があることは十分理解しておりますが、公立保育園を所管する担当課としては、新制度への移行に際して、これまでのサービスレベルを低下させることなく、円滑に移行するためには、これまでがそうであったように、公立保育園と私立保育園とのすみ分けにおいて、公立園は現行の開所時間を継続することが最善の策であると考えております。

また、このこと背景には、本年度の公立保育園の保育士不足が△9名に上り、年間を通じて保育士が確保されない状況が続いていることがあり、さらにその上で30分延長による新たな保育士の確保が必要ということになれば、確実に現在のサービスレベルは維持できず、新制度の大きな目的である保育の量的拡大が実現できない可能性が極めて高くなるものと考えております。

【合田史委員】

保育士不足の原因は、臨時保育士の賃金が低いためである。国からの補助が一般財源化されたことによって、低く抑えられたままの臨時保育士の賃金を見直すことにより、保育士の確保につなげ、11時間開所を実現しなければ、このままでは子ども・子育て会議の意志としても認めるわけにはいかないため、断固として反対する。

【事務局】

担当課としても、臨時保育士の賃金は低いレベルにあることは認識しています。昨年度から実施している私立保育所の臨時保育士に対する処遇改善措置に合わ

せて、公立でも見直しは行いましたが、まだまだ処遇改善のレベルは低いものとなっております。しかしながら、臨時保育士の賃金については、市全体に関わるため、臨時保育士に限らず、市内の他の臨時職員や非常勤職員などの賃金・報酬にも影響を及ぼす問題であることから、臨時職員の待遇面に関しては、子育て支援課でどうこうできる問題ではありません。

【岡部部長】

臨時保育士の賃金が安いというご指摘ですが、決して一般財源化されたことによって下げられたものではなく、市全体の臨時・非常勤職員等のバランスを考慮した上で、位置付けられた賃金であるという認識を持っております。

【真鍋副会長】

違法かどうかという点はあるものの、他市の対応状況等をきちんと踏まえた上で議論しなければ、適正な判断はできないのではないかと。また、職員の賃金については、当会議で議論することではないと考える。

【岡部委員】

保護者の一人として言わせてもらえば、基本的には11時間開所を実現してもらいたい。とはいえ、実際のところ、公立園においては、11時間利用する人は少ないのではないかとと思われる。そうであれば、利用者の少ない土曜日の対応と同様に、利用する人がいた場合には、結果として11時間開所するといった個別の対応は取れないのか？

【事務局】

11時間開所ということになれば、公立園として統一的な対応を行うことが原則となりますので、利用者がいようがいまいが、11時間利用を受け入れる体制は整備しておく必要があると考えています。

【神野委員】

開所時間の問題については、合田委員の意見と事務局の考えが平行線のままであり、結論が出るものでもなさそうなので、次の議題に進めてはどうか。

【岡部部長】

公立園の開所時間の問題については、幼稚園・保育所等入所の手引きに付随するものですが、これについては当会議において協議いただく議題ではございません。あくまでも保護者説明会の開催にあたり、説明用の資料として使用しているものであり、参考までに会議資料として添付させていただいたものです。

このことから、合田委員さんからご指摘をいただいた部分につきましては、行

政側の問題として真摯に受け止め、改善できる部分については改善してまいりたいと考えておりますので、ご了承いただければと思います。

【渡部会長】

岡部部長さんからのご発言もありましたので、この議題については、このあたりで終わらせていただいて、次の議題に移らせていただきます。

それでは、議題（２）「子ども・子育て支援事業計画案に対するパブリックコメントの結果について」と議題（３）「子ども・子育て支援事業計画案の決定について」の２つについて、関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、２つ目と３つ目の議題である「子ども・子育て支援事業計画案に対するパブリックコメントの結果について」及び「子ども・子育て支援事業計画案の決定について」説明をいたしますので、お手元の「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（案）修正一覧表」と「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（案）」をご覧ください。

まず、修正一覧表の一番下の欄にある「全体に関すること」に記載しておりますように、11/20～12/12までの間に実施をいたしました市民意見提出制度（パブリックコメント）につきましては、市民からの意見提出はありませんでした。

しかしながら、前回提示をさせていただいた計画案につきまして、あらためて全体を見直した上で、誤字や脱字を修正するとともに、各章における文章表現や言葉遣いなどを事務局において修正いたしました。

さらに、①関係各課所による再確認による修正②新年度に向けた新たな取り組み内容の追加③新制度移行に向けた動向を踏まえた修正の３点について、計画の修正を行いましたので、それぞれの箇所についてご説明いたします。

まずは、計画書２ページの真ん中に記載している「計画の位置付け」の中の「障がい者（児）福祉対策長期指針」につきましては、現在では「新居浜市第２期障がい者計画・第４期障がい者福祉計画」に計画の名称が変更されておりますので、修正いたしました。

次に、計画書１９ページの各基本施策一覧表中の星印につきましては、修正前は白い星印のみの表記としておりましたが、新規事業と重点事業の２つの要素が含まれていたため、黒い星印を新規事業、白い星印を重点事業の２種類に区分いたしました。

なお、新規事業とは、今回策定する新たな計画期間内において実施を検討するものであり、重点事業とは、前計画である次世代育成支援行動計画から引き続き実施する事業で、特に力を入れるものとして整理しております。

次に、計画書２４ページの認定区分と提供施設の表中、２号認定における利用施

設が認定こども園及び幼稚園となっておりましたので、認定こども園及び保育所に修正いたしました。

次に、計画書26・27ページの幼児期における教育・保育の見込み量と確保方策の中で、11月に県が実施した新制度への意向調査結果を踏まえて、平成28年度に認定こども園の数を1施設としていたものを3施設へ、また平成30年度以降は、1施設だったものを4施設へ修正いたしました。

また、地域型保育事業につきましては、平成27年度が2施設・平成28年度が4施設・平成29年度以降が6施設だったものを、平成27～31年度までを4施設に修正いたしました。

この結果、修正前の計画では、平成27・28年度の2か年において3号認定（0歳児、1・2歳児）で見込み量と確保方策の差引増減がマイナスとなっておりますが、修正後は、あくまでも計画上ではありますが、いずれもプラスの結果となりました。

次に、計画書29ページの5)放課後児童健全育成事業におきまして、修正前は平成29年度以降、高学年を受け入れることにより、量の見込みと確保方策とのバランスをとることといたしておりましたが、今年度から新たに実施している放課後まなび塾や従来から実施継続している放課後子ども教室の拡充による対応を図ることに修正いたしました。

次に、新規事業または新規項目の追加といたしまして、まず35ページのNo.14で保護者が気軽に集い、意見を出し合える場の設置を加えました。これは、本年度に男女共同参画課がウィメンズプラザにおいていはま子育て部ミーティングという事業を実施したところ、参加者からの希望が多かったことから、継続実施するものであり、No.13の校区别子ども・子育て会議の設置を含めまして、いろいろな機会を通じて保護者の声を拾い上げる場の確保が必要であると考えております。同じ35ページのNo.15では、子育て家庭応援プロジェクト事業の推進に加え、子育て家庭への直接的な支援策としまして、アピールできる取り組みを進めることとし、まずは子育て家庭応援パスポート制度の実施を挙げております。

これは、全ての子育て家庭に対して無料の専用カードを配布し、これを提示すれば市内の商店や飲食店などで料金の割引やポイント付与などの優遇が受けられることにより、子育て家庭の支援にとどまらず、家庭と地域の施設とを結びつけるきっかけづくり、さらには地域経済の活性化にも寄与することが期待されるものとなります。

次に、計画書41ページのNo.46では三世代同居または家庭内保育世帯に対する支援として、さきほどの子育て家庭応援プロジェクト事業にも該当するものですが、ここでは保育園や幼稚園を利用せず、家庭内において保育を行っている世帯、それも3子目以降の多子世帯にスポットを当てて、子育て応援券（いわゆるクーポン券）を交付する事業の実施を挙げております。

具体的な実施内容・方法はこれから詰めていくこととなりますが、さきほどの子

育て家庭応援プロジェクト事業とも合わせて、地域商店街との関わりや地域経済の活性化への寄与を図る上で、当会議の副会長でもあります真鍋委員さんがいらっしゃいます新居浜商工会議所との連携を深めながら、効果効率的な事務協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、計画書51ページのNo. 97では地域子育て支え合い推進事業の実施におきまして、具体的な実施内容として実践子育てすごろくブック等の活用による子育てワークショップの開催を挙げております。これは、地域において子育てを支え合うためのきっかけづくりとしての具体的な実践手法の一つとして例示したもので、これ以外にも様々なツールを使った多様な取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、計画書52ページのNo. 101では、さきほど放課後児童健全育成事業のところでも説明いたしました、放課後まなび塾の実施について、本年度からの継続実施について追加をいたしました。

続きまして、事業担当課の変更といたしまして、計画書50ページのNo. 89ブックスタート事業の実施につきましては、担当課を保健センターから図書館へ、No. 90子育て事例集（ガイドブック）の作成につきましては、担当課を保健センターから子育て支援課へ、さらに、計画書51ページのNo. 91イクメンのすすめにつきましては、担当課を保健センター・男女共同参画課から保健センターを削除し、男女共同参画課に修正しました。

冒頭の渡部会長さんからのお話にもありましたように、本日の会議におきまして、新居浜市子ども・子育て支援事業計画の最終案を決定していただくこととなりますので、ご説明させていただいた修正箇所以外にも、各委員さんの方で修正点やお気づきになられた点などがございましたら、ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、「子ども・子育て支援事業計画案に対するパブリックコメントの結果について」の説明を終わらせていただきます。

【渡部会長】

事務局から計画案に対する修正についての説明をいただきましたが、ただいまの説明に対しまして、まず質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

【合田史委員】

計画書51ページNo. 92のイクジイ・イクバアという言葉は老人に対するものであり、老人会行事への参加率が低い状況が見られる中、参加者が集まるかどうかの心配がある。

【松本委員】

私自身も老人という言葉には抵抗があるが、これについては老人という言葉とのニュアンスが違っているため、世代間においてもそれほど抵抗は感じないのではないかと思う。

【岡野委員】

イクジイ・イクバアという言葉はテレビ等でもよく使われているものであり、言葉としては受け入れられやすいものと思う。

【渡部会長】

いろいろとご意見をお伺いしましたが、イクジイ・イクバアという言葉については、老人というニュアンスとは違って最近使われている言葉であることから、このままとさせていただきます。

【高橋委員】

計画書52ページのNo. 98に児童センター・児童館の活用が記載されているが、事業内容及び実施目標が絵本の読み聞かせに偏っており、児童センター・児童館では絵本の読み聞かせ以外の各種活動も行っていることから、絵本の読み聞かせでひとくりにされることに抵抗がある。

【事務局】

実施内容及び実施目標についても、図書館が行う絵本の読み聞かせを主に記載しているため、児童センター・児童館の活動内容を踏まえたものに修正します。

【岡野委員】

計画書53～55ページに記載している発達障がいの説明文については、正確な記載内容になってはいるのだろうが、「知能が正常で人とのやりとりも一見普通にできる」「脳の発達の間隔が関係している」「集団保育になじむ」など一般の方が見た場合や特に当事者が読んだ場合に表現がきついと受け取られるのではないかと思われるため、表現方法について再検討してもらいたい。

【合田史委員】

「集団保育になじむ」という言葉については、保育が必要かどうかで保育園の入所を判断することが基本であって、集団保育になじむ・なじまないは本来関係ないのだが、障がい児保育の実施における保育士加配を検討する際には普通に使われている。

【事務局】

発達障がいに関する記載内容については、本年度地域福祉課において行っている障がい福祉計画の策定と連動する部分として記載したものであり、障がい福祉計画との整合性を図った上で、表現方法については再検討を行うこととします。

なお、さきほどの児童センター・児童館の修正も含めて、事務局で修正したものを会長に確認いただいた上で最終案の確定とすることに一任いただくことをお願いしたいと思います。

【渡部会長】

それでは、事務局から提案のありました件を含めまして、本日の協議をもって、当会議で新居浜市子ども・子育て支援事業計画の最終案として決定させていただくことに同意いただけますでしょうか？

(異議なし)

【渡部会長】

ありがとうございました。なお、当会議で決定しました「新居浜市子ども・子育て支援事業計画（案）」については、年明けの1月中に当会議を代表しまして、会長・副会長の方から市長へ報告書を提出させていただく予定としておりますので、ご了承ください。

(3) その他

【渡部会長】

それでは、続きまして「その他」の議題に移らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、その他の事項として、毎回のことではありますが、連絡事項がございます。

次回の開催予定についてです。いよいよ年度末を控えた2月の後半に第9回目の会議を開催する予定といたしておりますので、恐れ入りますが、事前に送付いたしました日程調整表を事務局までご提出いただければと思います。

ご提出いただいた結果をもとに、1月中旬には、開催日時を決定し、正式に各委員の皆様へお知らせしたいと考えております。

なお、次回の会議では、未制定の条例案等に係る議題と、毎年行っております次世代育成支援行動計画（後期計画）の最終年度における進捗状況及び報告に係る議題を予定いたしております。

また、次回会議につきましては、あらためて開催通知でご案内をいたしますが、

会場の都合でこれまで会場にしてきました3階の応接会議室へ戻させていただく予定としておりますので、お間違いのないようお願いいたします。以上です。

【渡部会長】

事務局から説明をいただきましたが、ただいまの説明に対し、質疑をお受けします。何かご意見・ご質問はございませんか？

(な し)

【渡部会長】

それでは予定されていた議題は全て終わりましたので、このあたりで本日の会議を終了させていただければと思いますが、今後、また何かお気付きのことがございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

以上をもちまして、第8回新居浜市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。最後までご協力いただきまして、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、よいお年をお迎えください。

本日はお疲れさまでした。

以 上